



埼玉県報

第299号
令和4年(2022年)
4月1日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）

訓令

- 埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

告示

- 地域機関無線LAN運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 車両制限令第3条第1項第2号のイに基づく重さ指定道路の指定（道路環境課）
- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく高さ指定道路の指定（道路環境課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 春日部都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道根岸本町線の供用開始（さいたま県土整備事務所）

- 一般国道407号の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道東松山鴻巣線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道407号の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道加須停車場線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 一般国道125号の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道加須羽生線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道越谷流山線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道加藤平沼線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道越谷野田線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙(議会・秘書課)

規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

「
高校教育指導課、生
徒指導課及び義務
教育指導課
」

を

「
高校教育指導課、生
徒指導課、保健体育
課及び義務教育指
導課
」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年五月一日監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表主事の項及び技師の項中「従事」の下に「し、必要に応じて監査等の事務に従事」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
地域機関無線LAN運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ
ワー
- 5 契約金額
61,122,424円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第二百九十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | | |
|---|-------------|-----------------------------|----|----|------------------------------|
| 免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県熊谷市弥藤吾五百七十六番地三 有限会社エビス石油 | 免税証の種類 | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間 |
| | 一八㊦ | 09D007041 ） 09D007046 | 六 | 農業 | 令和三年十一月四日 ） 令和四年十月三十一日 |
| | 免税証を交付した事務所 | 亡失年月日 | | | |
| | 埼玉県熊谷県税事務所 | 令和四年三月十六日 | | | |

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

令和三年埼玉県告示第千二百九十三号で公示した公共測量は、令和三年十一月十八日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十三号

令和三年埼玉県告示第千四百三十号で公示した公共測量は、令和四年三月二十四日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

令和三年埼玉県告示第千七百七十八号で公示した公共測量は、令和四年三月四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

令和三年埼玉県告示第八百八号で公示した公共測量は、令和四年三月十五日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

令和三年埼玉県告示第千三百十九号で公示した公共測量は、令和四年三月二十三日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

令和三年埼玉県告示第九百六十六号で公示した公共測量は、令和四年三月四日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

令和三年埼玉県告示第千二百十六号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

令和三年埼玉県告示第千三百五十三号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百号

令和三年埼玉県告示第十六号で公示した公共測量は、令和四年二月十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百一号

令和三年埼玉県告示第八百三十四号で公示した公共測量は、令和四年三月十一日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百二号

令和三年埼玉県告示第千七百七十四号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百三号

令和四年埼玉県告示第二百七十五号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局関東道路メンテナンスセンターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第三百四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種類 | 路線名 | 区間 |
|----|--------|--|
| 県道 | 川越日高線 | 川越市大字小仙波字雑敷八九一番一地先から 同市松江町一丁目一六番三地先まで |
| 県道 | 深谷東松山線 | 深谷市上柴町東四丁目一九二番一・二〇地先から 同市幡羅町一丁目一〇番一地先まで |
| 県道 | 深谷東松山線 | 熊谷市拾六間字女堀九五二番一地先から 同市大字三ヶ尻三五番三地先まで |
| 県道 | 川越上尾線 | 川越市大字鴨田字深町一八六二番一地先から 同市鴨田氷川町一五八番一地先まで |
| 県道 | 深谷嵐山線 | 深谷市大字折之口字狭山五七八番一地先から 同市田中二六一七番二地先まで |
| 県道 | 熊谷児玉線 | 熊谷市三ヶ尻字山端五一〇番二地先から 同市三ヶ尻字女堀五四四番一地先まで |
| 県道 | 弁財深谷線 | 深谷市東方字上宿二〇七一番五地先から 同市上増田字原三七八番二地先まで |

二 指定する期日

令和四年四月一日

告示

埼玉県告示第三百五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種類 | 路線名 | 区間 |
|----|---------|--|
| 県道 | さいたま菖蒲線 | 上尾市大字原市字七番耕地一三三五番一地先から 同市大字原市字七番耕地一三一七番一地先まで |
| 県道 | 川越栗橋線 | 桶川市大字加納字笹原一〇九番一地先から 同市大字加納字峯四五九番一地先まで |
| 県道 | 蓮田鴻巣線 | 桶川市大字加納字原一五七六番四地先から 北足立郡伊奈町寿二丁目一番地先まで |
| 県道 | 上尾環状線 | 上尾市東町二丁目一四五二番一地先から 同市大字原市字七番耕地一三三三番七地先まで |
| 県道 | 上尾環状線 | 上尾市大字原市字九番耕地一四四一番一地先から 北足立郡伊奈町大字小室字別所二九六〇番五地先 まで |
| 県道 | 堀兼根岸線 | 狭山市大字上奥富字戸張二二〇番二地先から 同市柏原字円光寺窪三七一番一地先まで |

二 指定する期日

令和四年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれが

あるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告示

埼玉県告示第三百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|--------|--|
| 県道 | 鴻巣停車場線 | 埼玉県鴻巣市本町一丁目二九二三番地先から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二九三三番地先まで |

告 示

埼玉県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

| | |
|-----------------|--|
| 番号 | 一 |
| 都市計画 区域名 | 春日部 |
| 市町村名 | 春日部市 |
| 都市計画の 種類及び名称 | 「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 |
| 公聴会 期日及び時間 | 令和四年四月 二十八日午後 二時から |
| 場 所 | アイピー春日 部ビル 七階大会議室 (埼玉県春日 部市中央一丁 目五七番地五 号) |
| 公述申出書 提出期間 | 令和四年四月 一日から令和 四年四月十五 日午後五時十 五分まで |
| 提出先 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、春日部市 都市整備部ま ちづくり推進 課 |
| 都市計画の構想 閲覧期間 | 令和四年四月 一日から令和 四年四月十五 日午後五時十 五分まで (土・日を除 く) |
| 閲覧場所 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、春日部 市都市整備部 まちづくり推 進課 |

公 述 申 出 書

令和4年4月1日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| | |
|-------------------|----------------|
| 商号又は名称 | 有限会社スズヨシ |
| 氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 鈴木 ゆり子 |
| 主たる事務所の所在地 | 埼玉県羽生市西一丁目一番一号 |

告 示

埼玉県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和

六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一
号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三
百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二
百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八
百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第
九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成四年埼玉県告示第千七百
九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千
七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第
六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千
七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告
示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉県
告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼
玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年
埼玉県告示第千百六十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成
十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、
平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十
四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第
千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告
示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二
年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成
二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十
一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号、平成三十一年埼玉県告示第二
百五十四号、令和三年埼玉県告示第四百二十五号の事業地のうち、埼玉県
さいたま市岩槻区大字釣上新田字上、字中、字平沼、字川原、大字本宿字
春山新田、大字表慈恩寺字西、字南、大字金重字東、浦和区大原二丁目、
大原三丁目、大原四丁目、西区大字宝来字下仲田、字石橋、字相ノ谷、字
葭野、字上横手、大字清河寺字東谷、字須場、字前原、字中原、大字中釘
字南前、大字西新井字大山、大字西遊馬字合土道下、三橋五丁目、宮前町、
見沼区大字笹丸字元荒神、染谷一丁目、染谷二丁目、染谷三丁目、大宮区
北袋町二丁目において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤

隆

| | |
|--|---------|
| 根岸本町線 | 路線名 |
| 川口市大字安行領根岸字外谷田三〇五二番一 地先から 同市大字安行領根岸字外谷田三〇六一番一 地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和四年四月一日 | 供用開始の期日 |
| 令和二年六月三十日付け埼玉県さいたま県土 整備事務所長告示第二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長九六・〇九メートル | 備考 |

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|---|---|-----------------|
| 東松山市五領町一七番三六地 先から東松山市大字下野本字 久保原一五八七番一地先まで | 東松山市山崎町一番一地先か ら東松山市大字下野本字久保 原一五八八番一地先まで | 区 間 |
| 二九・六五〇五五・〇〇 | 一七・九〇〇七一・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九一九・〇〇 | 二八〇六・〇〇 | 延長 (メートル) |
| 県道東松山鴻巣線の区域 変更と同時告示 道路改築工事 | | 備考 |

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多田 邦彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|--|--|-----------------|
| 東松山市大字下野本字中原一 三二一番一四地先から東松山 市五領町一六番九地先まで | 東松山市大字下野本字久保原 一五八九番六地先から東松山 市五領町一六番九地先まで | 区間 |
| 一七・九〇～三五・〇〇 | 二九・六五～五五・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一四一〇・〇〇 | 九一九・〇〇 | 延長 (メートル) |
| 一般国道四百七号の区域 変更と同時告示 | | 備考 |

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

| | |
|----------------------|---|
| <p>路 線 名</p> | <p>一般国道四百七号</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>東松山市大字岡字西谷一一四 二番四地先から東松山市大字 岡字西谷一一四四番地先まで</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和四年四月一日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>平成三十年十一月三十日 付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。延長一 四〇・一三メートル</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

| 新 C | 旧 C | 新 B | 旧 B | 新 A | 旧 A | 旧 新 別 |
|----------------------------------|---|--|------------------------|--|---|-------------|
| 行田市大字和池守字八木沼三〇 二番一地从先 地先まで | 行田市大字和田字森下八四番五 地从先 行田市大字斉條字前田五六三番 地先まで | 行田市大字持田字油免二三二六 番地从先 羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五二 六番一地从先まで | 行田市大字持田字油免二三二六 番地从先 | 行田市大字上池守字八木沼三〇 二番一地从先 羽生市大字上新郷字町並五九五 〇番一地从先まで | 行田市大字上池守字八木沼三〇 二番一地从先 羽生市中央二丁目一五三番一 地 先まで | 区 間 |
| 一一・二五〇 二二・七一 | 九・四八〇 六六・四九 | 六・〇〇〇 六二・三三二 | 六・〇〇〇 六二・三三二 | 六・〇〇〇 六二・三三二 | 敷地の幅員 (メートル) | |
| 五五六・四八 | 一六六五八・四四 | 八〇〇九・八六 | 一一三二四・五〇 | 一一三二四・五〇 | 延 長 (メートル) | |
| | | | | | 備考 旧Aの一部は県道熊谷羽生線、 道佐野行田線として存置し、 残区間を羽生市道として引き継ぐ。 | |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須停車場線
- 三 道路の区域

| 新 B | 旧 B | 旧 A | 旧 新 別 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| <p>まで 加須市三俣二丁目一八番九地先</p> | <p>先から 加須市中央一丁目九一〇番一地</p> | <p>先から 加須市愛宕一丁目八七番一地 まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>七・八四〇 二二・一〇</p> | <p>六・八五〇 一一・一二</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> | |
| <p>一一三七・〇〇</p> | <p>一一〇六・八〇</p> | <p>延長 (メートル)</p> | |
| | | <p>旧Aの部分は加須市道として引き継ぐ。</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 百二十五号
- 三 道路の区域

| 新 B | 旧 B | 旧 A | 旧 新 別 |
|---|-------------------------------------|---|---------------------------|
| <p>一地先まで</p> <p>加須市南大桑字川面三七三一 番</p> | <p>久喜市高柳字溜井二九〇五番 一 地先から</p> | <p>加須市北大桑字舟戸一九一八 番 一地先から</p> <p>加須市北大桑字川端三〇番一 地 先まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>二四・六九〇</p> <p>五〇・二二二</p> | <p>一〇・二六〇</p> <p>二二・九七〇</p> | | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>三〇一〇・〇〇〇</p> | <p>二四六五・〇〇〇</p> | | <p>延 長 (メートル)</p> |
| | | <p>旧Aの部分は加須市道として引 き継ぐ。</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須羽生線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|--|--|
| <p>一 地 先 ま で</p> <p>羽 生 市 大 字 町 屋 字 本 村 二 三 二 番</p> <p>加 須 市 不 動 岡 字 古 根 六 八 二 番 一 地 先 か ら</p> | <p>地 先 ま で</p> <p>羽 生 市 大 字 町 屋 字 本 村 二 八 四 番</p> <p>加 須 市 不 動 岡 一 丁 目 四 八 番 六 地 先 か ら</p> | <p>区 間</p> |
| <p>二 六 ・ 八 四 ゝ</p> <p>六 五 ・ 三 二</p> | <p>五 ・ 七 九 ゝ</p> <p>二 三 ・ 八 五</p> | <p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p> |
| <p>一 八 三 二 ・ 〇 〇</p> | <p>二 五 三 六 ・ 〇 〇</p> | <p>延 長 (メ ー ト ル)</p> |
| | <p>旧 の 部 分 は 加 須 市 道 、 羽 生 市 道 と し て 引 き 継 ぐ 。</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

| 新 B | 旧 B | 旧 A | 旧 新 別 |
|---|-----------------|--|---|
| 北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町 三一七四番地先から同郡同町大字 松伏字田中四〇八五番一地先まで | | 北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町 三一七四番地先から同郡同町大字 松伏字河原町三二〇八番七地先ま で | 区 間 |
| 一四・四四〇 二二・七九 | 一四・四四〇 二二・七九 | 四・八六〇 一四・七六〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一七九・六二〇 | | 一四六・三二〇 | 延 長 (メートル) |
| | | | 備 考 令和四年四月一日付けで旧 A は松伏町に引き継ぐ。 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

| 旧新 C | 旧新 B | 旧 A | 旧 新 別 |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 吉川市大字吉川字屋敷付一五二番一地从り同市大字保字北谷四七九番一地从り | 吉川市大字保字上河原五一番一地从り同市保一丁目九一番地先まで | 吉川市大字平沼字町東側二二〇番一地从り同市大字保字上河原五一番一地从り | 区 間 |
| 二二・〇〇〇 三九・一〇 | 一一・九八〇 三四・五〇 | 八・八〇〇 一六・九八 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九八二・五〇 | 四六八・三四 | 五〇七・四五 | 延長 (メートル) |
| | | | 備 考 |

令和四年四月一日付けで旧Aを吉川市へ引き継ぐ。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 吉川市保一丁目九一番地先から同市大字平沼字町東側二一九番一地先まで | 吉川市保一丁目九〇番地先から同市大字平沼字町西側一九四番一地先まで | 区 間 |
| 二二・〇〇〇 三九・一〇 | 八・八〇〇 三四・五〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九八二・五〇 | 九八三・六三 | (メートル) 延長 |
| | | 備考 旧道の一部は令和四年四月一日付けで吉川市に引き継ぎ、残区間は県道越谷流山線として管理する。 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 吉川市平沼一丁目七〇番地先から同市大字平沼字町東側二一九番一地先まで | 吉川市平沼一丁目六九番地先から同市大字平沼字町東側二三四番一地先まで | 区 間 |
| 二二・〇〇〇 三九・一〇 | 七・五〇〇 一六・〇一 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 五六〇・三〇 | 二一七・〇〇 | (メートル) 延長 |
| | | 備考 令和四年四月一日付け で旧道を吉川市へ移 管。 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|--|------------------|
| 越谷市大字大房字沼田六八九 番四地先から 同市大字大吉字坎前二九四番 四地先まで | 越谷市大沢四丁目三七一一番 五地先から 同市大字大吉字坎前二九四番 一地先まで | 区 間 |
| 二〇・九〇、 三九・五五 | 一〇・〇〇、 三一・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二二七五・八三 | 二七三五・〇〇 | 延 長 (メートル) |
| 都市計画道路浦和野田線の建設に伴う区域変更(市道との振替え)。 | | |
| 備 考 | | |

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年四月一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年四月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和四年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和四年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

雑報

議長選挙

梅澤 佳一 議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 中屋敷 慎一

岡地 優 副議長は、三月二十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 武内 政文